高知県災害時要配慮者対策訓練用資機材等貸付要領

　（趣　旨）

第１条　この要領は、高知県災害時要配慮者対策訓練用資機材等貸付要綱（以下「要綱」という。）第３条及び第６条の規定に基づき貸付に関し必要な事項を定める。

　（貸付対象事業）

第２条　貸付の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、企業宣伝等の営利目的や政治的利用が認められる場合は除く。

 (１) 福祉避難所の開設・運営に係る研修及び訓練

※福祉避難所指定施設以外で開催するものを含む

（２）一般の避難所における要配慮者対策を想定した研修及び訓練

 (３) 個別避難計画作成及び実効性の検証を行う避難訓練

　　　　※避難行動要支援者ご本人の参加の有無は問わない

 (４) 前３号以外の各種イベント、行事

　　　資機材が見学者の目に触れる等により普及啓発効果が期待できるもの。

　（貸付対象者）

第３条　貸付の対象者は、各種団体とし、個人への貸付は行わない。ただし、民生委員・児童委員は貸付の対象者とする。

２　貸付対象とする団体は、法人格の有無、公的機関・民間団体等その性格は問わないが、前条に定める事業を確実に実行できる規模、体制を有する団体とする。

　＜例＞市町村、社会福祉施設、自主防災組織、社会福祉協議会、ＮＰＯ、企業　等

　（貸付の決定）

第４条　貸付の決定は、原則として貸付希望日の10日前までに行う。

２　貸付希望日時等が複数の申請者で競合する場合は、当該申請者間で調整を図ることとし、調整結果を受けて、県において貸付を決定する。

３　前項の調整が整わない場合は、使用目的や見込まれる効果等を勘案して、県において貸付先を決定する。

　　＜優先する事業例＞　要配慮者本人が参加する事業、市町村事業　等

　（その他）

第５条　訓練用資機材等の受け渡しは、原則として高知県本庁舎（高知市丸ノ内１丁目２番20号）において、開庁日の９時から16時30分までに行うものとする。

２　使用者は、要綱及びこの要領の外、県が指示する取扱上の注意等に従わなければならない。

　　　附　則

　この要領は、令和５年３月24日から施行する。